

新城市移住定住等支援協力事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内への移住定住等（開業を含む。）を希望する者（以下「移住等希望者」という。）及び不動産（民法（明治29年法律第89号）第86条に規定する不動産をいう。以下同じ。）の所有者に対して移住定住等に資する情報を提供し、もって市内への移住等の促進を図ることを目的として移住定住等に資する業務（以下「支援業務」という。）を提供することができる事業者（以下「事業者」という。）の情報の登録を行う新城市移住定住等支援協力事業者登録制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 本制度に登録することができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本制度の目的に賛同し、市内への移住等の促進に協力する意思があること。
- (2) 支援業務を行うに当たって必要とされる資格等を有していること。
- (3) 主に市内で支援業務を営む者であること。
- (4) 現に市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 過去5年以内に法令等による処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 本制度の登録を受けようとする事業者は、登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支援業務に関する資格等を証する書類の写し
- (2) 登記事項証明書の写し（事業者が法人の場合に限る。）
- (3) 住民票の写し（事業者が個人の場合に限る。）
- (4) その他市長が特に必要があると認める書類

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本制度に登録するものとする。

2 前項の規定により登録の可否を決定したときは、市長は、結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 前条の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第

3条の登録申請書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、登録事項変更届出書（様式第3）を市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第6条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 不正な手段により第4条の登録を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（登録の辞退）

第7条 登録事業者は、第4条の登録を辞退しようとするときは、登録辞退届出書（様式第4）を市長に届け出なければならない。

（情報の提供方法）

第8条 登録事業者に係る情報の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 市ホームページ等への掲載による提供
- (2) 移住等希望者及び不動産の所有者への個別の提供

（登録事業者の責務）

第9条 登録事業者は、移住等希望者及び不動産の所有者による移住定住等に資する業務の提供に関する相談について、誠実かつ適切に対応しなければならない。

2 登録事業者は、市長の求めに応じ、前項の相談について状況を報告しなければならない。

（市等の責任の範囲）

第10条 本制度による情報に係る移住等希望者及び不動産の所有者と登録事業者の間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市は、一切の責任を負わない。

2 移住等希望者及び不動産の所有者並びに登録事業者は、不動産の利活用に当たり適用を受ける法令及び条例等について、責任をもって確認しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。